

第 49 回 知的財産管理技能検定

1 級 実技試験

コンテンツ専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2024年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

日本のゲーム会社X社のゲーム制作部のクリエイター甲は、著作権に関する情報収集をしていたところ、米国のY社のアニメAについて、2023年に、米国での公開から95年が過ぎ、著作権の保護期間が満了したとの情報を得た。X社では、新しいゲームを米国内で開発し、米国で先行発売して、その後日本でも発売する企画がある。甲は、X社の知的財産部の部員乙に、このゲームのプロパティとしてアニメAに登場するキャラクターBを使用することについて相談している。問1～問2に答えなさい。

問1

甲と乙の会話(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「アニメAについて、2023年に著作権の保護期間が満了したそうですね。具体的にはどのようなになっていますか。」
- 乙 「アニメAは、1928年11月18日に米国・ニューヨーク州で初めて公開されていますので、2023年11月18日に95年間の保護期間が満了しています。」
- (2) 甲 「アニメAの著作権の保護期間が満了するより前に、キャラクターBについて、ゲームのキャラクターとして採用するか否かについて検討するため、日本での会議資料や企画書にキャラクターBの絵柄を掲載していました。著作権法上問題はなかったですか。」
- 乙 「日本国内においては、『検討の過程における利用』による権利制限規定により、権利者に実質的な不利益をもたらさない利用であれば、許諾を受けずに日本での会議資料や企画書に掲載することができます。」
- (3) 甲 「日本でゲームを販売する場合、ゲームのメインキャラクターとして、アニメAのキャラクターBやその名前を使い、そのゲームの関連商品にも使いたいと考えています。キャラクターBは日本国内で全国的に著名ですが、問題はありますか。」
- 乙 「保護期間が満了した著作物は、商用・非商用を問わず誰でも自由に利用・配布などができるようになります。アニメAについても著作権の保護期間が満了しているならば、そのゲームの関連商品に使っても問題はありません。」

問2

甲と乙の会話（１）～（３）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （１） 甲 「アニメAについて、米国では2023年に著作権の保護期間が満了したそうですね。日本でも同時に保護期間が満了しますか。」
- 乙 「ベルヌ条約により米国と日本は『相互主義』が適用されるため、アニメAは、米国がベルヌ条約に加盟した時期によらず、本国（米国）での保護期間が満了すると、日本でも同時に保護期間が満了します。」
- （２） 甲 「米国で著作権の保護期間が満了したアニメAのキャラクターBのゲームを米国で発売した後、そのゲームを日本で販売する時期について、注意する点がありますか。」
- 乙 「著作権の保護期間は国ごとに異なります。内国民待遇の原則に従い、『団体名義又は個人名義』であるか否か、『映画の著作物又は美術の著作物』であるか否かという点も含め、慎重に検討する必要があります。」
- （３） 甲 「米国では、すでにパブリックドメインとなった著作物を使って、その著作物とは異なる分野であるホラー映画が製作されることもあります。X社が日本でゲームについて同じような製作をすることはできますか。」
- 乙 「米国でパブリックドメインとなった著作物は、本来であれば著作者が許諾しなかった態様でも、どんなジャンルであれ、日本でも自由に使うことができます。」

Part II

日本の映像制作会社Y社は、外国資本の大手配信事業者X社から、X社が日本国内外で配信するオリジナル配信ドラマ「A」の制作を受託することになった。オリジナル配信ドラマ「A」は、Y社の従業員でプロデューサーの甲が、フリーランスの監督丙と共に企画し、X社に提案してX社に採用されたものである。Y社は、X社から、以下の制作委託契約（以下、「本契約」という。）の契約書案を提示された。Y社のプロデューサー甲と法務部の部員乙が、本契約書案について検討している。問3～問5に答えなさい。

制作委託契約

1. 効力発生日：2025年●月●日
2. 契約当事者：合同会社X社（以下、「X」という。）及び株式会社Y社（以下、「Y」という。）
3. 本番組：Xオリジナル配信ドラマ「A（仮題）」（以下、「本番組」という。）
4. 前提条件：Xが本契約に基づきYに対して負う義務は、本契約の効力発生日までに、以下のすべての条件が満たされることを前提とする。
 - （a）（中略）
 - （b）本番組に関するChain of Title Documentsであって、Xが必要と認めるすべての書類を、XがYから受領すること。
 - （c）Yが俳優丁（又はその所属事務所）との間で丁が本番組に出演することに合意し、その合意を証する書類をXがYから受領すること。
5. 本業務：別紙「制作業務標準約款」（以下、「本約款」という。）に規定される業務（以下、「本業務」という。）。Xは、本業務をYに委託する。
6. 本予算／制作費：
 - ① 本契約において「本予算」とは、Yが本番組を制作するために必要な総予算であって、Xが事前に書面によりその費目毎に金額を承認したもの（アバブ・ザ・ライン及びビロウ・ザ・ラインの費用、ショーランナー〔注1〕、脚本家、音楽家、監督、スタッフ及びキャストに対する報酬（著作権、著作隣接権その他の知的財産権を買い取るための対価を含む。）、第三者の素材使用料、制作管理費（Yが取得する本業務遂行の対価をいう。）、その他Yが本番組を完成させ、Xに納品物を引き渡すために要する一切の費用を含む。）をいう。
 - ② Xは、Xが別途承認する各支払期日に従って、Yが指定する銀行口座に送金する方法により、Yに分割して本予算を支払うものとする。この場合において、本予算の全部又は一部が未消化となり又は超過したときの取扱については、次のとおりとする。
 - （a）クロス・コラテライゼーション〔注2〕の禁止：Yは、Xの事前の書面による承諾がない限り、如何なる費目についても、他の費目との間で相互に充当してはならない。
 - （b）未消化分：実際の制作費が本予算を下回った場合は、Yは、Xの請求に基づき、その下回った金額をXに返金するものとする。

（次ページに続く）

(c) 超過分：実際の制作費が本予算を超過した場合は、Yは、その超過した金額を自ら負担するものとする。ただし、Xが事前に書面によりその超過を承認した費目については、Xが追加で負担するものとする。

7. プロデューサー／ショーランナー：

(a) アバブ・ザ・ラインのプロデューサー（以下、「アバブP」という。）は、甲とする。アバブPは、本約款に定められる責任を負うものとする。

(b) （中略）

(c) ショーランナーは、丙とする。ショーランナーは、本番組のプリプロ期間中及び撮影期間中、独占的に本約款に定められる業務に従事するものとする。

8. クレジット：Yは、Xと協議して定める位置及び大きさにより、本番組のエンドロール等において、Yの社名、本番組のスタッフ及びキャストの氏名をクレジットすることができる。ただし、本番組のタイアップ企業及び広告主のクレジット表示については、Yの希望の如何を問わず、Xの裁量によりその表示の有無及び態様を決定するものとする。Xは、X（Xの関係会社及び提携企業等を含む。）と当該タイアップ企業又は広告主との競合関係等に照らして、そのクレジット表示を任意に拒むことができるものとする。

9. 特約事項：

(a) 本番組のタイアップ及びプロダクト・プレイスメント（第三者の商品又はサービス等を本番組に自然に登場させる広告手法をいう。）に伴う収入は、すべてYが取得するものとする。

(b) Yは、本番組中で使用する音楽を創作し又はその音楽原盤を制作するときは、Xが別途指定する音楽出版社にその出版権の管理を委託し、当該音楽出版社をして一般社団法人日本音楽著作権協会にこれを信託譲渡するほか、当該音楽出版社に当該音楽原盤の制作を委託するものとする。この場合、出版権の取分比率並びに音楽原盤に係る原盤権の管理及び持分比率については、XとYで別途協議の上決定するものとする。

(c) 上記1から9（b）までの取決めと本約款との間で、内容的に重複し又は齟齬のある部分については、前者（上記1から9（b）までの規定）が後者（本約款）に優先するものとする。

（以下略）

別紙 制作業務標準約款（抜粋）

（略）

第27条 本番組（本番組の脚本及び本番組中で使用される音楽を含む。）にかかる著作権（日本国の著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）、著作隣接権その他の知的財産権（産業財産権の登録を受ける権利を含む。以下同じ。）は、すべてXに帰属するものとし、制作会社は、本番組の制作に関与する一切の者（プロデューサー、ショーランナー、脚本家、音楽家、監督、スタッフ及びキャストを含むが、これらに限定されない。）から当該知的財産権を買い取り、Xが何らの制限なく全世界において永久に本番組を利用すること（本番組の書籍化、商品化及びゲーム化並びにこれらの利用に伴い本番組の映像及びスチール写真〔注3〕を利用することを含む。）ができるように、これをXに移転させる義務を負う。ただし、制作会社において買い取ることができない著作者人格権及び実演家人格権については、その不行使を約したX所定の同意書を権利者から取得し、これをXに差し入れるものとする。

（中略）

第30条 制作会社は、本番組のすべてのスタッフ及びキャストを、撮影の開始日までに、Xが提供する40分間のハラスメント研修に参加させるものとする。本番組のすべてのスタッフ及びキャストは、当該研修にできる限り直接参加するものとし、直接参加できない場合には、オンラインその他Xの指定する合理的な方法により、当該研修に参加するものとする。

2 制作会社は、本番組のすべてのスタッフ及びキャストが前項の研修を完了するまでは、撮影を開始することができないものとし、スタッフ及びキャストのいずれかがこれを完了しなかったことにより本番組の制作に遅延が生じた場合には、制作会社がその費用を単独で負担するものとする。

（中略）

第33条 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

（以下略）

〔注1〕 ショーランナー：製作総指揮のこと。

〔注2〕 クロス・コラテライゼーション：例えば、美術部で余った予算を技術部の足りない予算の執行に回すこと。

〔注3〕 スチール写真：映像コンテンツのポスターやパンフレット等に使用する写真のこと。映像のカメラマンとは別に「スチールマン」と呼ばれるカメラマンが撮影し、納品する。

問3

甲と乙の会話（１）～（３）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （１） 甲 「メインキャストとなる俳優丁との合意書を事前に提出することが求められていますが、従来の日本の映像業界では、キャストの出演料は撮影終了後に決まることが多く、丁の出演料もそうなりそうなので、この取決めは削除したいですね。」
- 乙 「本契約書案によれば、X社は、必ずしも出演料を事前に決めることまでは求めているので、ひとまず『丁は、本番組にメインキャストとして出演することを確約する。丁の出演料は別途協議して決める。』という内容の合意書を作成し、それをX社に提出するという対応で当座をしのぐことも考えられます。もっとも、別途協議による交渉の結果、丁の出演料が想定の金額内に収まらなかったときは、その超過分をY社が負担することになるというリスクを負うことになりますね。」
- （２） 甲 「本契約書案によれば、俳優丁との出演料の交渉がうまくいかず、予算を大幅に超過した場合、X社が事前に書面でその超過を承認しない限り、Y社の自己負担となりそうです。X社の承認を得られないときは、Y社が自己負担するしかありませんか。」
- 乙 「原則としてはそうなりますが、例えば、美術費や技術費を削減して浮いた分から超過した出演料を補填するといった対応をとって、Y社が自己負担せずに済むよう調整することもできます。まずは、そうした対応にあたるべきでしょう。」
- （３） 甲 「X社では本番組のノベライズ（小説化）が同時に進行しています。書籍の帯等に俳優丁を被写体としたスチール写真を利用することになりそうですが、本番組の出演者に対しては、ワンチャンス主義の適用があるものとして、特に権利の買取の契約を締結しないつもりです。問題ないですね。」
- 乙 「はい。本番組は、テレビ放送番組ではなくX社オリジナル配信ドラマですので、ワンチャンス主義を適用させることは可能です。この場合、X社による本番組のスチール写真の利用についても実演家の権利は働かないことになりますので、特に権利の買取の契約を締結しなくても、本契約に違反することはありません。」

問4

甲と乙の会話（１）～（３）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （１） 甲 「本番組の制作費の予算は、総額で１０億円、そのうち制作管理費は３千万円になる見込みです。例えば、私が工夫を凝らして実際の制作費を９億円で収めた場合、Ｙ社の得る利益は、その差額の１億円と制作管理費の３千万円を足した１億３千万円になりますね。」
- 乙 「はい。本契約書案によれば、そのように工夫を凝らして浮かせた制作費は、従来の日本の映像業界と同様に、映像制作会社であるＹ社の取得する利益になります。」
- （２） 甲 「本番組では、積極的にプロダクト・プレイスメントを実施し、Ｙ社の利益を更に確保する計画です。プロダクト・プレイスメントについては、法令上及び本契約書案上どのような点に注意する必要がありますか。」
- 乙 「プロダクト・プレイスメントは、改正景品表示法の『ステルス・マーケティング規制』の対象となるおそれがありますので、注意が必要です。ただし、Ｙ社がこの規制に対応するために必要な事項については、本契約書案の広告主に関する取決めの内容を見ると、十分に確保されています。」
- （３） 甲 「監督丙は、本番組のクランクインの直前まで、テレビ放送局Ｗ社の番組と掛け持ちで本番組に参加する予定です。本契約書案との関係で、何か注意すべき事項はありますか。」
- 乙 「丙はフリーランスですので、会社員とは違って副業や掛け持ちが禁止されることはありません。丙が求められる役割をきちんと果たすのであれば、本番組の撮影準備期間中（プリプロ期間中）に別の番組と掛け持ちをしても、本契約書案との関係では特に問題はありません。」

問5

甲と乙の会話（１）～（３）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （１） 甲 「別紙の制作業務標準約款によれば、脚本の権利を買い取って、X社に移転させることが求められていますが、何らかの事情で脚本家から買取ができないケースはありますか。」
- 乙 「どんな脚本家からでも、条件さえ合えば、協同組合日本脚本家連盟等の権利者団体への所属の有無を問わず、著作者人格権以外の著作権を買い取ることが出来ます。」
- （２） 甲 「音楽の権利処理については、本契約書案の本文と別紙にいろいろと定められていますが、どのようにすればよいのかよくわかりません。外資系のX社オリジナル配信ドラマですので、要するに、すべての権利を買い取ればよいですか。」
- 乙 「はい。別紙の制作業務標準約款によれば、著作権だけでなく、著作隣接権についても買取とX社への移転が求められていますので、作詞家や作曲家だけでなく、実演家やレコード製作者も含めた様々な権利者と買取の契約を締結する必要があります。」
- （３） 甲 「本番組のスタッフ及びキャストにハラスメント研修を受けさせることが求められていますが、すべての者にクランクインの日までに受けさせることは、非現実的であるように感じます。」
- 乙 「本契約書案では、すべてのスタッフ及びキャストにハラスメント研修を受けさせることを契約上の義務とした上で、全員が研修を完了しない限り、クランクインを認めない仕組みになっています。クランクインが遅れた場合に発生する追加費用等もY社の持ち出しです。たしかにこれは厳しいので、X社に契約内容の修正を申し出てもよさそうですが、認められなかった場合には、オンラインでの研修参加等も駆使して何とかして全員に受けてもらうしかありません。」

【第49回知的財産管理技能検定】

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- | | | | | |
|----|-----|---------------|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |

Part II

- | | | | | |
|----|-----|---------------|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が「 | ない | 」 |